

# 特記仕様書

## (適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、「早池峰ダム管理設備等保守点検業務委託」に適用する。

## (目的)

第2条 早池峰ダムほかに設置された管理設備等（以下「設備」という。）が、常時十分な機能を発揮維持できるよう点検整備を行うものとする。

- 2 点検とは、設備の偶発的損傷、構造的損傷及び老朽的損傷等による機能の損失を未然に防ぐため、不良部分を発見することによって計画的な整備、修理及び改造等を行う資料を得るとともに、設備の信頼性向上を図るものとする。
- 3 整備とは、設備の機能保持のため清掃、給油及び消耗品の取替え等を定期的に行うほか、点検により「不良」と判定された箇所について保全整備を行い、維持管理に万全を期すものとする。

## (業務委託の履行場所)

第3条 設備の設置場所は、次のとおりとする。

- (1) 早池峰ダム管理所：岩手県花巻市大迫町内川目第10地割24-11
- (2) 花巻土木センター：岩手県花巻市花城町1番41号
- (3) 観測局
  - ① 大迫水位局：岩手県花巻市大迫町第5地割78-1
  - ② 岳雨量局：岩手県花巻市大迫町内川目字岳山1-1
- (4) 警報局
  - ① ダムサイト：岩手県花巻市大迫町内川目第10地割24-11

## (業務委託の範囲)

第4条 業務委託の範囲は、別紙に示す各設備の各機器及び装置全般の点検、整備を行うものとする。

## (適用規格等)

第5条 品質及び出来形等の規格値は、当該設備の完成図書に示す適用規格によるものとする。

## (一般事項)

第6条 保守点検については、以下の各項に十分留意して行うものとする。

- 2 十分な経験と技術を持った技術者により、円滑に作業を進めるものとする。
- 3 点検中に不測の事態が発生した場合は、直ちに監督員に連絡し、指示にしたがって最善の処置をとるものとする。
- 4 設備の操作及び運転を伴う点検及び整備等は、事前に監督員の承諾を受けて行うものとする。
- 5 業務の実施に際しては、建物及び既設設備等を損傷しないよう注意し、誤って損傷した場合は監督員の指示に従って速やかに復旧又は修理するものとする。
- 6 休日又は勤務時間外に作業を行う必要がある場合は、あらかじめ監督員に申出てその承諾を受けるものとする。

(保守点検内容)

第7条 点検は別紙に示す各設備について、あらかじめ点検要領及びチェックシート等の点検記録表を作成し、目視及び点検用器具等で点検のうえ機能確認及び調整等を行うものとする。

なお、完成図書に記載されていない項目であっても、機能を確認のうえ当然必要と思われるものについては、これを充足するものとする。

2 整備内容は、次のとおりとする。

- (1) 点検箇所の清掃、その他一式。
- (2) 点検結果の不良箇所の調整及び予備品等による整備一式。

(保守点検時期)

第8条 保守点検時期は、下記のとおり行うものとする。

- (1) 点検時期：協議のうえ決定する。
- (2) 点検周期：平成28年3月31日改定『国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編 (ダム編)』より、放流警報設備については年2回。その他の機械、器具等は12ヶ月点検とする。

(故障等の対応)

第9条 保守点検等において設備の故障等を把握した場合には、臨時点検を実施する等により速やかにその原因等を調査し修繕方法等について監督員と協議するものとする。

なお、臨時点検および修繕に係る費用については、契約変更の対象として取り扱うものとする。

(工具等)

第10条 業務の履行に必要な測定器及び工具等は、受託者が準備し携行するものとする。

(業務計画書)

第11条 受託者は、あらかじめ業務の実施に必要な業務計画書を監督員に提出するものとする。

(提出書類)

第12条 受託者は、保守点検終了後、報告書を1部提出するものとする。

2 臨時点検を実施したときにも同様とする。

3 年度の定期点検及び臨時点検を終了したときは、それまでの報告書を取りまとめた年度報告書を1部提出するものとする。

規格：A4判

内容：点検記録表、作業状況写真、点検材料の使用量及び材料表、その他

(関係法令の遵守)

第13条 受託者は、委託業務の履行にあたり労働安全衛生法等の諸法令を遵守し、業務委託の円滑な進捗を図るものとする。

(事故等の報告)

第14条 受託者は、点検及び整備作業等に影響を及ぼす事故、人命にかかわる事故又は第三者に損害を与える事故が発生したときは、遅滞無くその状況を監督員に報告するものとする。

とする。

(完了検査)

第15条 完了検査には、必要に応じて主任技術者が立会するものとする。

(必要事項の充足)

第16条 この特記仕様書に記載されていない事項であっても、当然必要と認められるものについては、これを充足するものとする。

(疑義)

第17条 この特記仕様書に明記されていない事項又は疑義ある事項については、両者協議して処理するものとする。

(設計変更)

第18条 本業務委託の履行にあたり、設計内容によることが不適当な場合は、設計変更ができるものとする。

2 本業務委託は、契約締結後における単価適用年月変更が可能な業務委託である。

(1) 特定の資材の価格や労務が短期間に高騰し、積算時点で設定している設計単価と契約締結時点での資材価格に差が生じている可能性があることから、当初契約締結後に単価適用年月を変更し、設計単価を変更することが可能である。

(2) 対象となる単価は、資材単価、労務単価及び機械単価等の全ての設計単価とする。

(3) 受注者は、単価適用年月の変更を請求する場合は、当初契約締結日から14日以内に別紙様式により発注者に請求するものとする。

(4) 受注者から単価適用年月の変更の請求があった場合は、発注者は、基準日時点で設計単価を所管する建設技術振興課が通知(設定)している最新の設計単価資料(「土木関係設計単価表」をいう。)の設計単価に変更するものとする。

(5) 設計単価の変更に伴う契約変更(第1回)は、原則として単価適用年月の変更のみとし、契約数量、契約図面及仕様書等は変更しないものとする。

(委託期間)

第19条 本業務の履行期間は、令和5年3月31日までとする。

(関連工事)

第20条 本業務の委託期間内に、早池峰ダム堰堤改良事業における工事(取水設備機側操作盤更新ほか、高圧受変電設備更新)が予定されていることから、保守点検を行う際は受注業者、監督職員と日程や責任分界点等について協議・連絡を密にして作業を行うこと。作業内容や数量に変更が生じた際は、設計変更の対象とする。